

産業廃棄物処理に係る「第36回 実務者研修会」開催

- ・日 時：令和6年1月25日（木）
午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場
141・142会議室(名古屋市熱田区)
- ・参加者：113名（64社）

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当者を対象とした「第36回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。

平成28年のダイコー（株）の不適正処理事案を契機に、協会が主催する実務者研修会や協会支部が主催する法令講習会等に3年に1回は必ず参加することを誓約していただいています。



開会挨拶をする堀部専務理事

開会の挨拶の中で堀部隆司専務理事は「廃棄物処理法は非常に厳しい規制法のため、自己解釈をしていると行政側から指摘を受けることがあります。研修会ではテキストを使用して具体例を挙げ、してはいけないこと等について話をさせていただきます。会社の経営者や役員は許可講習会で法令について学びますが、実務を担当される方はなかなか学ぶ機会がありませんので、協会の研修会及び支部の勉強会に積極的にご参加ください。」と述べられ、講師として登壇されました。

- ◆第1章 産業廃棄物処理の基礎：講師 堀部専務理事
1. 循環型社会の姿、2. 産廃処理ビジネスの特異



- 性、3. 廃棄物の定義、4. 産業廃棄物の処理責任、5. 産業廃棄物の保管基準、6. 産業廃棄物処理業者の責務、7. 産業廃棄物処理施設の設置許可、8. 行政処分

◆第2章 産業廃棄物の委託処理と委託契約書

：講師 小坂元信事務局長

- 1. 委託基準、2. 委託契約書の原則、委託契約書の作成要領
- 3. 産業廃棄物の再委託、4. 委託契約書と印紙税



講師の小坂事務局長

◆第3章 産業廃棄物管理票

（マニフェスト）

- ：講師 小野田敏也環境アドバイザー
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度とは、1. 環境省令によるマニフェストの規定、2. 紙マニフェスト、3. 産業廃棄物管理票の交付等状況報告書について、4. 電子マニフェスト、5. マニフェストが不要な場合



講師の小野田環境アドバイザー

◆第4章 帳簿：講師 小坂元信事務局長

帳簿作成の目的、帳簿備え付け対象者、帳簿様式と記載例

研修終了後、閉会の挨拶で堀部専務理事は「大事なところは各単元の問題になっております。分からない時は事務局に聞いてください。」と話されました。修了証は堀部専務理事より受講者の方に渡され、研修会は閉会となりました。

